

議案第60号

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する  
条例

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例（平成27年3月目黒  
区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上ある世帯における当該特定被監護者等のうち、最年長者以外の満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。）が受けた特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育に係る利用者負担額は、無料とする。

付 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例第3条第2項の規定は、令和5年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

（説明） 第2子に係る保育所等の利用者負担額を無料とするため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。